

議 第 86 号

平成24年 2 月24日提出

熊本市病院事業条例の一部改正について

熊本市病院事業条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業条例（平成20年条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項ただし書中「又は外国人登録原票に登録されていない者」を削る。

第6条中「き損した」を「毀損した」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（提出理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。